

厚木市複合施設等総合管理業務委託に係る技術提案書特定委員会
規則

(設置)

第1条 厚木市複合施設等総合管理業務を委託するに当たり、プロポーザル方式の審査等により当該業務を受託する候補者を特定するため、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）第2条第2項の規定に基づき、厚木市複合施設等総合管理業務委託に係る技術提案書特定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) プロポーザル方式の種別に関する事項
- (2) 公募型プロポーザル方式にあつては、提案資格に関する事項
- (3) 指名型プロポーザル方式にあつては、技術提案書の提出を要請するものの選定に関する事項
- (4) 提出を要請した書類等の審査に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員会の委員は、6人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、令和9年3月31日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることが

できる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、庁舎管理課で処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。